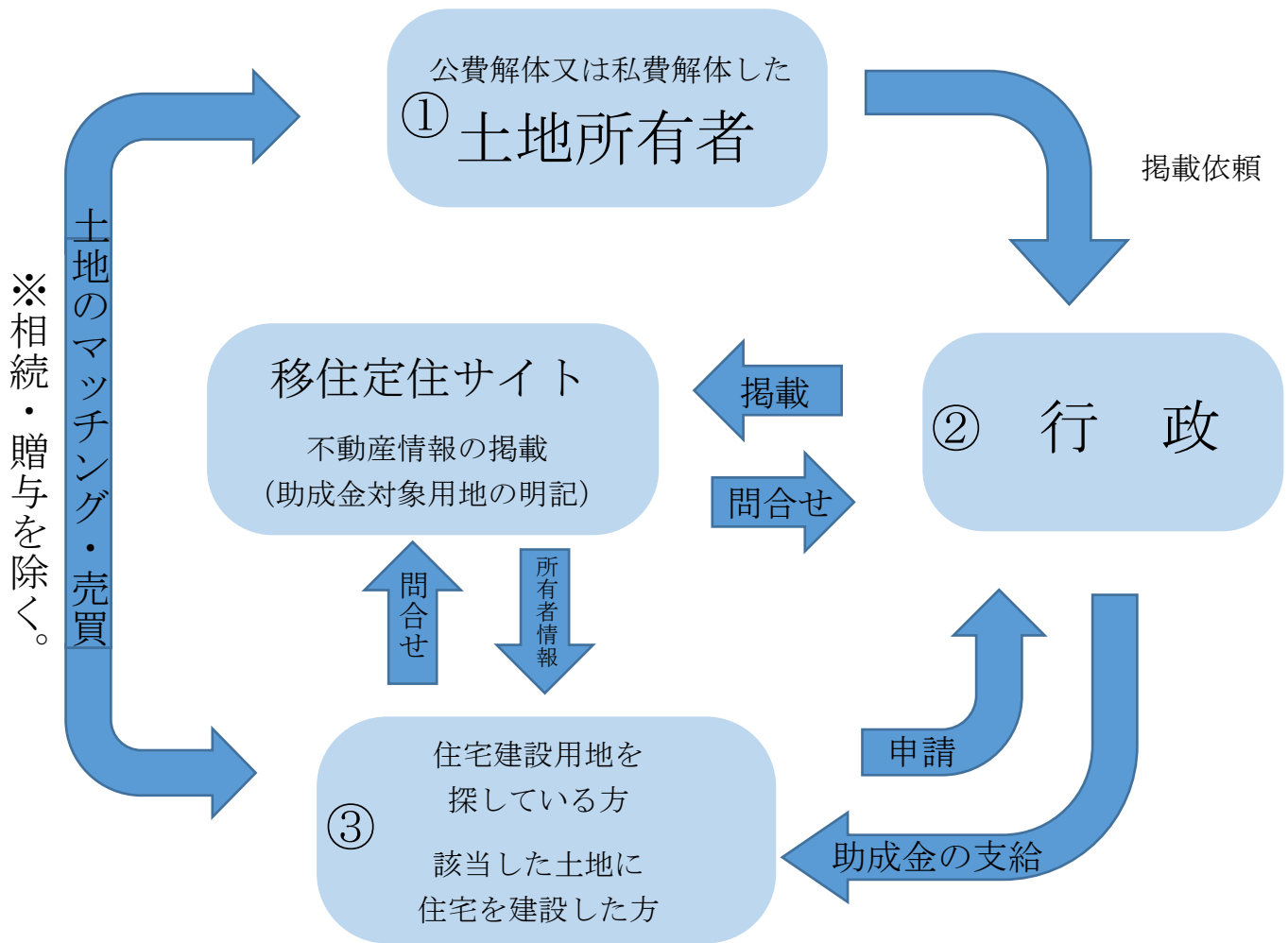


空き地活用住宅建設助成金フロー図



①公費解体又は私費解体により更地を所有する方

- ①所有者は、更地の売却を検討しており、②行政へ相談後、移住定住サイトへ掲載
- ③土地を探している方とマッチングした場合、土地の売買を行うことができる。

②住宅建設用地の情報を求めている行政

- ①所有者から情報提供を受け、移住定住サイトへ掲載し、登録件数の充実化を図れる。
- ③住宅建設した方により、移住定住人口の増加と空き地対策を図れる。

③住宅建設用地を探している方（住宅建設した方）

- ③土地を探している方は、移住定住サイトを閲覧し、気になった土地を②行政へ問い合わせ
- ②行政は、①所有者の情報を伝える。
- ③土地を探している方は、①所有者へ連絡し交渉。交渉成立後、土地を購入する。(該当地)
- ③土地を探している方は、購入した土地に住宅を建設したことから、住宅建設した方となる。
- ③住宅建設した方は、必要書類を添付し、②行政へ申請及び審査
- ③住宅建設した方は、土地の情報により選択肢が増えることと併せて、助成金の支給を受け
ることができる。